

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年1月20日)

[件名]

- 1 第3回鳥取県津波対策検討委員会の開催結果について
(危機管理政策課) 1
- 2 米子市、境港市、鳥取県と中国電力(株)との「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の締結について
(危機対策・情報課) 2
- 3 平成23年度鳥取県原子力防災訓練の実施について
(危機対策・情報課) 16
- 4 北朝鮮漂流船の対応について
(危機対策・情報課) 17
- 5 平成23年度住宅用火災警報器設置状況調査結果(速報)について
(消防防災課) 18
- 6 平成23年における鳥取県消防防災ヘリコプターの運行状況について
(消防防災課) 31
- 7 第4回鳥取方式の地域消防防災体制検討委員会の開催結果について
(消防防災課) 32

危機管理局

第3回鳥取県津波対策検討委員会の開催結果について

平成24年1月20日
危機管理政策課

東北地方太平洋沖地震において、想定を超える大津波により甚大な被害が発生した状況を踏まえ、本県の津波対策の検討等を行うため、下記のとおり第3回鳥取県津波対策検討委員会を開催したところ、概要は以下のとおりでした。

記

会議の結論

- 1 本委員会で検討を行った以下の3波源に基づく津波浸水予測図を、避難を中心とした対策を行うための暫定的な予測として公表することとした。
「暫定的な予測」という位置づけとしたのは、「津波防災地域づくりに関する法律」の制定を受けて、国による断層モデルの提示等の手順を経て、改めて県が津波浸水想定を設定するまでの間(数年間を要するものと推測)においても、住民の安全・安心を前進させるために先行的に避難対策等のソフト対策に取り組むため。
 - ① 鳥取沖東部断層北上がり
【最大浸水面積：1.854k m² (鳥取市)、第1波到達時間：4分 (岩美町)、最大波到達時間：8分 (岩美町)】
 - ② 鳥取沖西部断層北上がり
【最大浸水面積：1.050k m² (境港市)、第1波到達時間：4分 (大山町)、最大波到達時間：9分 (大山町)】
 - ③ 佐渡島北方沖パターン2(空白域全域)
【最大浸水面積：5.170k m² (境港市)、第1波到達時間：77分 (岩美町)、最大波到達時間：129分 (岩美町)】
 ※隠岐島北西方の断層は、現在までに国による評価が終了していないため、今回は採用しないこととなった。
- 2 暫定版を公表するに当たって、今後は、国の動向を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律に沿った基礎調査等を実施し、国による断層モデルの提示等の手順を経て、津波浸水想定を改めて設定した上で、ハード対策を含めた津波対策を検討していくことが必要であることを本委員会として確認した。
- 3 新たに設定した波源ごとの最大浸水域を包括的に組み合わせて、暫定的な津波浸水予測範囲として想定する。
- 4 次回の委員会で具体的な避難対策等の検討を行う。
- 5 次回の委員会は、河川津波遡上調査の進捗状況を考慮し、年度末までに開催する。

※浸水予測図のデータは昨年末に市町村に提供するとともに、委員会資料としてHPに掲載済み。

- 1 開催日時 12月27日(火) 午後2時から4時まで
- 2 開催場所 県災害対策本部室(県庁第2庁舎3階)
- 3 議事
 - (1) 東日本大震災の津波被害を踏まえた国等の動向について
 - (2) 当面の津波対策の検討について
 - (3) 各波源の津波浸水予測図の評価について
 - (4) 河川津波遡上の検討状況
 - (5) 今後のスケジュール
- 4 鳥取県津波対策検討委員会委員

| 分野 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|---------|----------------|-------------------|------|
| 海岸工学 | 鳥取大学大学院工学研究科教授 | 松原 雄平 (まつばら ゆうへい) | 会長 |
| 地震対策 | 放送大学鳥取学習センター所長 | 西田 良平 (にしだ りょうへい) | (欠席) |
| 地震対策 | 鳥取大学大学院工学研究科教授 | 香川 敬生 (かがわ たかお) | |
| 地震地質学 | 京都大学防災研究所准教授 | 遠田 晋次 (とくだ しんじ) | |
| 津波避難対策 | 鳥取大学大学院工学研究科教授 | 裕見 吉晴 (まつみ よしはる) | |
| 沿岸市町村代表 | 鳥取市防災調整監危機管理課長 | 藤原 博志 (ふじわら ひろし) | |
| 沿岸市町村代表 | 琴浦町総務課参事 | 谷田 和樹 (たにだ かずき) | |

※国交省中国地方整備局、鳥取气象台、委員以外の沿岸市町村、県土整備部、生活環境部もオブザーバー参加

米子市、境港市、鳥取県と中国電力(株)との「島根原子力発電所に 係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の締結について

平成24年1月20日
危機対策・情報課

平成23年12月25日(日)、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力株式会社は、島根原子力発電所にかかる鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、EPZ圏外の自治体としては、全国で初めて電力会社と下記のとおり安全協定の締結を行いました。

記

1 協定締結式

- (1) 日時 平成23年12月25日(日) 午前11時～12時(協定締結式)
- (2) 場所 知事公邸「第1応接室」(鳥取市東町一丁目133)

2 協定締結者

(島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱)

- 甲：鳥取県知事 平井 伸治 丁：(協定) 中国電力株式会社取締役社長 荻田 知英
乙：米子市長 野坂 康夫 (運営要綱) 中国電力株式会社島根原子力発電所長 岩崎 昭正
丙：境港市市長 中村 勝治

3 今回の安全協定の主な内容 ※詳細は別紙のとおり

- (1) 情報の公開
 - ・原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めること
- (2) 環境放射線の測定
 - ・島根原子力発電所に隣接する県内の環境放射線に関する測定を行うこと
- (3) 計画等の報告
 - ・発電所の増設や原子炉施設の重要な変更等を行う場合には、米子市、境港市、鳥取県は事前に報告を受け、必要があると認める場合には意見を言い、中国電力は誠意を持って対応すること
- (4) 平常時における連絡
 - ・発電所建設工事の計画及び進捗状況などの平常時の事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡を行うこと
- (5) 異常時における連絡
 - ・原子炉施設等の故障などの異常時の事項について、発生時に迅速な連絡を行うこと
※異常時の連絡があった場合は、速やかに県HP(携帯電話でも閲覧可能)やあんしんトリピーメール、市町村等を通じて住民の皆様に情報提供します。
- (6) 現地確認
 - ・発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合には、中国電力に対し報告を求め、又は米子市、境港市、鳥取県の職員が現地確認を行い、意見を言い、中国電力は現地確認に協力するとともに、意見に対して誠意を持って対応すること
- (7) 損害の補償
 - ・発電所の運転等が原因で県民に損害(風評被害等を含む。)を与えた場合に、中国電力は誠意をもって補償その他の最善の措置(仮払い含む。)を講じること
- (8) 協定の改定
 - ・国の原子力防災対策の見直しのほか改定すべき事由(他自治体で今回の内容を上回る協定が結ばれた場合など)が生じたときは、協定の改定を申し出ることができる。この場合においてそれぞれ誠意をもって協議すること

4 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 ※別紙参照

<参考> 協定締結の経緯

平成23年5月27日に知事から中国電力山下社長(現会長)に対して、島根原発に係る安全協定締結の申し入れ(県民の安全・安心を確保するため、当県と安全協定を締結するとともに、県内の関係自治体とも協定を締結すること)を行い、7月5日から鳥取県(町村代表の江府町を含む。)、米子市、境港市と中国電力が、実務的に実効性のある安全協定を締結すべく、協議を重ねてきた。

※8月8日にも知事から中国電力社長へ直接、申入れ(関西広域連合の一員として)

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱の概要

平成 23 年 12 月 25 日
鳥取県危機管理局

1 概要

鳥取県、米子市、境港市及び中国電力株式会社は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定及び運営要綱を締結する。

2 協定及び運営要綱の主な内容

※] 鳥取県（甲）、米子市（乙）、境港市（丙）、中国電力株式会社（丁）とそれぞれ表記する。

| 特徴的な項目 | 項目説明 | 記載箇所 |
|----------------------|---|---|
| ①計画等の報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・丁は、発電所の増設に伴う土地の利用計画等について、甲、乙及び丙に運営要綱に基づき報告する。 ・甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 ・報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行う。 | 協定第 6 条 (1) 協定第 20 条 (2) 要綱第 3 条 (2) |
| ②現地確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができる。 ・丁は、前項の現地確認に協力するものとする。 ・甲、乙、丙及び丁は、現地確認において相互に意見を述べるができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 | 協定第 11 条 協定第 20 条 (2) |
| ③核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡 | <ul style="list-style-type: none"> ・丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料等の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、事前に連絡する。 ・丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までにまた、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡する。 ・ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。 | 協定第 7 条 要綱第 4 条 |
| ④協定の改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。なお、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。 ・甲、乙、丙又は丁のいずれかから改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催する。 | 協定第 19 条 要綱第 11 条 |
| ⑤安全確保等の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守に万全の措置を講ずる。 | 協定第 1 条 |
| ⑥情報の公開 | <ul style="list-style-type: none"> ・甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努める。 | 協定第 2 条 |

| 特徴的な項目 | 項目説明 | 記載箇所 |
|----------------------------|---|--|
| ⑦環境放射線等の測定 | <ul style="list-style-type: none"> ・甲、乙、丙及び丁は、甲が定める計画に基づき鳥取県内の環境放射線に関する測定を行う。 ・乙、丙及び丁は、甲が定める計画の策定又は変更について意見を述べるができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 ・甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができる。 ・甲は、測定結果を公表する。 | <p>協定第 5 条</p> <p>協定第 20 条 (2)</p> |
| ⑧平常時における連絡 | <ul style="list-style-type: none"> ・丁は、甲、乙及び丙に対し、発電所建設工事の計画及び進捗状況などについて、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。 | 協定第 8 条 |
| ⑨保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡 | <ul style="list-style-type: none"> ・丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。 | 協定第 9 条 |
| ⑩異常時における連絡 | <ul style="list-style-type: none"> ・丁は、甲、乙及び丙に対し、原子炉施設等の故障関係などの事項について発生時に連絡するものとする。 | 協定第 10 条 |
| ⑪公衆への広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・丁は原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。 | 要綱第 8 条 |
| ⑫損害の補償 | <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たる。 ・発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるとき、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずる。 ・補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずる。 | <p>協定第 17 条</p> <p>要綱第 10 条</p> |
| ⑬運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・この協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 ・甲、乙及び丙は、平常時・異常時等における連絡等を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡する。 | 協定第 20 条 |

| 協 定 | 運営要綱 |
|---|---|
| <p>鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。</p> <p>甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。</p> <p>（安全確保等の責務）</p> <p>第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。</p> <p>3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。</p> <p>4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。</p> | <p>鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第20条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。</p> <p>（安全確保等の責務）</p> <p>第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力安全委員会決定の指針類を含むものとする。（以下同じ。）</p> <p>2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。</p> <p>3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「高経年化に関する基本的な考え方」（平成8年4月資源エネルギー庁）及び「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」（平成17年8月原子力安全・保安院）等に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。</p> <p>4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏</p> |

| 協 定 | 運営要綱 |
|--|---|
| <p>(情報の公開)</p> <p>第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。</p> <p>(放射性廃棄物の放出管理)</p> <p>第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。</p> <p>(核燃料物質等の保管管理)</p> <p>第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。</p> <p>2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。</p> <p>(環境放射線等の測定)</p> <p>第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。</p> <p>2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べることができるものとする。</p> <p>3 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができるものとする。</p> <p>4 甲は、測定結果を公表するものとする。</p> <p>(計画等の報告)</p> <p>第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p> | <p>まえるものとする。</p> <p>(放射性廃棄物の管理目標値)</p> <p>第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)」による。</p> <p>(計画等の報告)</p> <p>第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年</p> |

| 協 定 | 運営要綱 |
|--|---|
| <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の解体</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。</p> <p>（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）</p> <p>第 7 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。</p> <p>（平常時における連絡）</p> <p>第 8 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。</p> <p>(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況</p> | <p>法律第 166 号) 第 26 条第 1 項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。</p> <p>2 協定第 6 条第 1 項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第 2 項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。</p> <p>（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）</p> <p>第 4 条 協定第 7 条に規定する連絡は、次により行うものとする。ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。</p> <p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡するものとする。</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p> <p>（平常時における連絡）</p> <p>第 5 条 協定第 8 条第 1 項に規定する連絡は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況</p> <p>① 原子力発電所建設計画（その都度）</p> <p>② 原子炉設置変更許可申請（その都度）</p> <p>③ 原子炉設置変更許可（その都度）</p> <p>④ 建設工事計画（毎年度当初）</p> <p>⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）</p> |

| 協 定 | 運営要綱 |
|-----------------------------|--|
| (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況 | (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況 ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末） ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初） ③ 発電所の運転状況（毎月） ④ 計画運転停止の計画（その都度） ⑤ 計画運転停止の実績（その都度） ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度） |
| (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況 | (3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況 ① 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月） |
| (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果 | (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果 ① 定期検査の計画（その都度） ② 定期検査の実施状況（毎週） ③ 定期検査の結果（その都度） |
| (5) 環境放射線の測定結果 | (5) 環境放射線の測定結果 ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月） ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期） |
| (6) 温排水等の調査結果 | (6) 温排水等の調査結果 ① 取放水の水温（毎月） ② 沿岸定点の水温（毎月） ③ 格子状定線の水温（毎四半期） |
| (7) 品質保証活動の実施状況 | (7) 品質保証活動の実施状況 ① 品質保証活動の実施状況（半年毎） |
| (8) 高経年化対策の計画及び実施状況 | (8) 高経年化対策の計画及び実施状況 ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度） ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度） |
| (9) その他必要と認められる事項 | (9) その他必要と認められる事項 ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月） ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月） |

| 協 定 | 運営要綱 |
|--|---|
| <p>2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。</p> <p>(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)</p> <p>第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</p> <p>(異常時における連絡)</p> <p>第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するもの</p> | <p>③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）</p> <p>④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）</p> <p>⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）</p> <p>⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）</p> <p>⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）</p> <p>⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）</p> <p>⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）</p> <p>⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）</p> <p>⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）</p> <p>⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p> <p>3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし、準備が整い次第運用を開始する。</p> <p>① 各号機の発電出力</p> <p>② 各号機の排気筒モニタ値</p> <p>③ 各号機の放水路水モニタ値</p> <p>④ 敷地境界モニタリングポスト値</p> <p>⑤ 風向及び風速</p> <p>(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)</p> <p>第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。</p> <p>(異常時における連絡)</p> <p>第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなく</p> |

| 協 定 | 運営要綱 |
|--|--|
| <p>とする。</p> <p>(1) 原子炉施設等の故障関係</p> <p>① 原子炉施設等の故障があったとき。</p> <p>② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。</p> <p>③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。</p> <p>④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。</p> <p>(2) 放射性物質の漏えい関係</p> <p>① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。</p> <p>(3) 放射線被ばく関係</p> <p>① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。</p> <p>② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。</p> | <p>ても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。</p> <p>2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する原子炉施設とし、「等」とは、「発電機、主要変圧器（主変圧器、所内変圧器等）、しゃ断器」とする。</p> <p>また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される故障とする。</p> <p>3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。</p> <p>4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。</p> <p>5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）</p> <p>6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をい</p> |

| 協 定 | 運営要綱 |
|--|--|
| <p>(4) その他</p> <p>① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。</p> <p>④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。</p> <p>⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。</p> <p>⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。</p> <p>2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求められることができる。</p> <p>(現地確認)</p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。</p> <p>3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるものとする。</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第12条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図</p> | <p>う。</p> <p>7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。</p> <p>8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。</p> <p>9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。</p> <p>10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。</p> |

| 協 定 | 運営要綱 |
|--|--|
| <p>るものとする。</p> <p>2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。</p> <p>(防災対策)</p> <p>第13条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。</p> <p>(公衆への広報)</p> <p>第14条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。</p> <p>(連絡の方法)</p> <p>第15条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。</p> <p>(1) 第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。</p> <p>(2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。</p> <p>(連絡責任者)</p> <p>第16条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。</p> <p>(損害の補償)</p> <p>第17条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。</p> | <p>(公衆への広報)</p> <p>第8条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。</p> <p>(連絡の方法)</p> <p>第9条 協定第15条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。</p> <p>(損害の補償)</p> <p>第10条 協定第17条第1項に規定している損害は、放射線的作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環</p> |

| 協 定 | 運営要綱 |
|--|--|
| <p>2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。</p> <p>(諸調査への協力)</p> <p>第 18 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。</p> <p>(協定の改定)</p> <p>第 19 条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。</p> <p>(運用)</p> <p>第 20 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 11 条第 3 項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。</p> <p>3 甲、乙及び丙は、第 8 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。</p> | <p>境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。</p> <p>2 協定第 17 条第 2 項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。</p> <p>3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断される場合は、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(協定の改定)</p> <p>第 11 条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第 19 条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。</p> <p>(運用)</p> <p>第 12 条 甲、乙及び丙は、協定第 10 条第 2 項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。</p> |

| 協 定 | 運営要綱 |
|--|---|
| <p>(その他)</p> <p>第21条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。</p> <p>この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。</p> <p>平成23年12月25日</p> <p>甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治</p> <p>乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市 米子市長 野坂康夫</p> <p>丙 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 境港市長 中村勝治</p> <p>丁 広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 取締役社長 荻田知英</p> | <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。</p> <p>平成23年12月25日</p> <p>甲 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治</p> <p>乙 米子市 米子市長 野坂康夫</p> <p>丙 境港市 境港市長 中村勝治</p> <p>丁 中国電力株式会社 島根原子力発電所長 岩崎昭正</p> <p>※) 運営要綱に添付の別表1・2 [別紙のとおり] (運営要綱第7条第3項・第8項関連)</p> |

[別紙]

別表1 運営要綱第7条第3項で規定する安全関係設備

| | 1号機 | 2号機 | 備考 |
|------|--------------|--------------|---------|
| (1) | 液体ポイズン系 | ほう酸水注水系 | 原子炉停止機能 |
| (2) | 原子炉隔離時冷却系 | 原子炉隔離時冷却系 | 炉心冷却機能 |
| (3) | 高圧注水系 | 高圧炉心スプレイ系 | |
| (4) | 低圧注水系 | 低圧注水系 | |
| (5) | 炉心スプレイ系 | 低圧炉心スプレイ系 | |
| (6) | 格納容器冷却系 | 格納容器冷却系 | |
| (7) | 自動減圧系 | 自動減圧系 | |
| (8) | 非常用ガス処理系 | 非常用ガス処理系 | |
| (9) | 非常用ディーゼル発電機系 | 非常用ディーゼル発電機系 | 非常用電源 |
| (10) | 所内蓄電池系 | 所内蓄電池系 | |

別表2 運営要綱第7条第8項で規定する異常時通報基準値

(1)

| 計器名 | 通報値 |
|---------------|-----------|
| 敷地境界モニタリングポスト | 220 nGy/h |

(2)

| 計器名 | | 通報値 A 〔下記の状態が10時間 続くととき〕 | 通報値 B 〔下記の状態になっ たとき〕 |
|-----|--------------|--------------------------------|----------------------------|
| 1号機 | 原子炉建物排気筒モニタ | 500 cps | 1000 cps |
| | タービン建物排気筒モニタ | 150 cps | 300 cps |
| | 放水路水モニタ | 7 cps | 70 cps |
| 2号機 | 原子炉建物排気筒モニタ | 500 cps | 1000 cps |
| | 放水路水モニタ | 8 cps | 80 cps |

(3)

| 計器名 | 通報値 | 備考 |
|----------------|---------|-------------------------|
| サイトバンカ建物排気筒モニタ | 150 cps | 積算放射エネルギーの計測値が左の値になったとき |

平成23年度島根県原子力防災訓練の実施について

平成24年1月20日
危機対策・情報課

島根原子力発電所に係る原子力防災対策として「平成23年度島根県原子力防災訓練」を下記のとおり実施します。

1 実施目的

従来の島根県と松江市に鳥取県及び30km圏内の周辺市を加えた新たな枠組みで、行政機関における体制整備を目的とし、初動活動を中心とした訓練をすることにより、原子力緊急事態における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

2 実施の概要

(1) 日時 平成24年2月16日(木) 午前7時50分から午後0時15分

(2) 場所 島根県原子力防災センター

(3) 訓練参加機関【22機関】

国・鳥取県、米子市、境港市、鳥取県警察本部、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、境海上保安部、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、松江市消防本部、出雲市消防本部、安来市消防本部、雲南消防本部、島根県警察本部、陸上自衛隊出雲第13偵察隊、第八管区海上保安部、松江地方気象台、中国電力㈱、広島大学、その他関係機関

(4) 訓練項目

ア 初動対応訓練

・トラブル通報から原子力災害特別措置法15条までの各防災機関の対応の手順の確認を行い、併せて関係市との通信連絡訓練を行う。

・オフサイトセンター設置運営訓練

・対策会議(原災法10条事案判断に資する)及び災害対策本部会議の運営訓練(10条事案判断後)

※原災法10条:施設の異常・基準を超えた放射性物質の放出及び放射線の放出等(原子力事業者から国・所在地方自治体・関係隣接道府県等への通報義務あり)

※原災法15条:原子力緊急事態(内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられる事態)

【参加機関】 全機関

イ 緊急時モニタリング訓練

・緊急時モニタリングセンターを活用した体制作りと情報共有を図る。

・30km圏内の市において、サーベイメーターによる定点測定を行う。

・海上モニタリングを行う。

【参加機関】松江地方気象台、境海上保安部、鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

ウ 住民への避難指示情報伝達訓練

・避難計画に基づく住民避難広報等の手順確認を行う。

【参加機関】鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

(5) 事前研修

ア 初動対応研修 日時 平成24年1月25日(水) 午後1時30分～午後5時

場所 島根県原子力防災センター

イ 緊急時モニタリング研修

日時 平成24年2月9日(木) 午前10時30分～午後5時

場所 原子力環境センター

(6) その他

これまでの原子力防災訓練において、EPZ外であった鳥取県、各関係市がオフサイトセンター設置運営訓練に参加する訓練は、全国初となる。

北朝鮮漂流船の対応について

平成24年1月20日
危機対策・情報課

島根県隠岐島近海で発見された北朝鮮の漂流船について、下記のとおり報告します。

1 発見日時・場所

- ・平成24年1月6日（金）午前11時30分頃
- ・島根県隠岐の島町那久漁港沖

2 漂流船

小型船舶 外板にハンゲルの文字

3 移送日・移送先（報道による）

- ・平成24年1月9日（月）午後0時30分頃
- ・福岡空港～中国大連空港（北朝鮮に引き渡し）

4 概要

- (1) 平成24年1月6日（金）午前11時30分頃、島根県隠岐の島町那久漁港沖で小型船舶が漂流しているのを一般人が島根県警察に通報。
警察から連絡を受けた第八管区海上保安本部巡視船が漂流船を発見し、船舶の状況を確認したところ、船内から乗員3名（男性）と遺体1体を発見した。
- (2) 海上保安庁は、その後、乗員及び遺体を巡視船に移し、継続して事情聴取を行った後、1月7日（土）午後0時45分頃、当該船舶を島根県隠岐の島町西郷港に曳航完了し、同日午後10時30分頃、巡視船内に収容していた遺体を境海上保安部に搬送した。
- (3) 平成24年1月9日、一旦、乗員3名を巡視船から米子空港に移送した後、午後0時30分頃、福岡空港に移送。その後、福岡空港から中国に向け出国し、大連空港で北朝鮮に引き渡した。（報道による。）
（遺体は、引き続き境海上保安部に安置されている。）

5 県の対応

- (1) 1月6日（金）午後3時47分第八管区海上保安本部から「無人の船が流れているとの一般人からの通報により、海上保安庁の巡視船が調査したところ、当該船舶の外板にハンゲル表示があり、3名が乗船している」旨の第1報を受信。
- (2) 同日午後5時に危機管理対応指針に基づく「鳥取県緊急対応チーム会議」を開催し、情報収集、情報共有等を確認。（参加者：危機管理局、広報課、交流推進課、健康政策課、農地水保全課、水産課、河川課、空港港湾課、西部総合事務所）
- (3) 同日午後5時30分、県の体制を「不審な船舶対処マニュアル」に基づく初動対応の体制（5名体制）とした。」
- (4) 平成24年1月7日（土）「不審船舶対策本部会議」を開催し、過去の類似事案を参考にした準備と情報収集の継続等を確認。（参加者：知事、関係部局長、警察本部長、西部総合事務所長、境港管理組合、水産事務所、米子市、境港市、西部消防局）
- (5) 平成24年1月9日（月）漂流者が福岡空港に移送された（報道情報）ことから、同日午後5時15分以降体制を縮小し情報収集を実施。

※ 本件事案は、海上保安庁が現場を管轄しているが、対応については、外国人の入国許可等入国管理を担当する法務省と日本と北朝鮮等国同士の外交を担当する外務省等の政府レベルでの調整により決定している。

基本的には、国の業務であり、県への依頼はなかった。

平成23年度住宅用火災警報器設置状況調査結果（速報）について

平成24年1月20日
消 防 防 災 課

平成23年6月1日から、すべての住宅において住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、鳥取県における住宅用火災警報器の普及状況を調査し、今後の普及啓発活動に資することを目的に、昨年度に引続き本年度も住宅用火災警報器設置状況調査を実施しました。その調査結果（速報）については下記のとおりです。

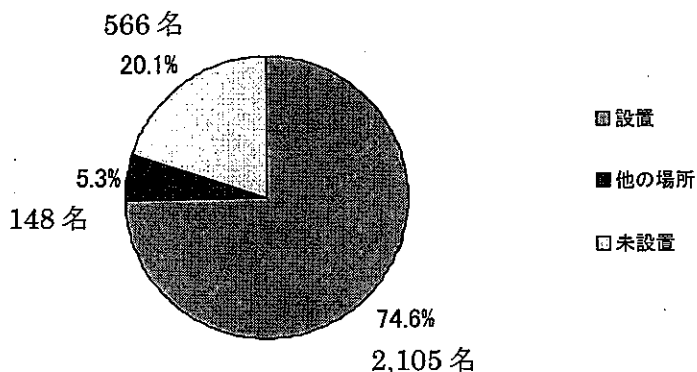
【調査の概要】

| | |
|-------|--|
| 目 的 | 平成23年6月1日から、すべての住宅において住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、鳥取県における住宅用火災警報器の普及状況を調査し、今後の普及啓発活動に資することを目的とする。 |
| 実施期間 | 平成23年10月17日から11月18日 |
| 調査対象数 | 県民（無作為抽出）(6,320名) |
| 回 答 数 | 3,068名（回答率48.5%） |

住宅用火災警報器設置状況

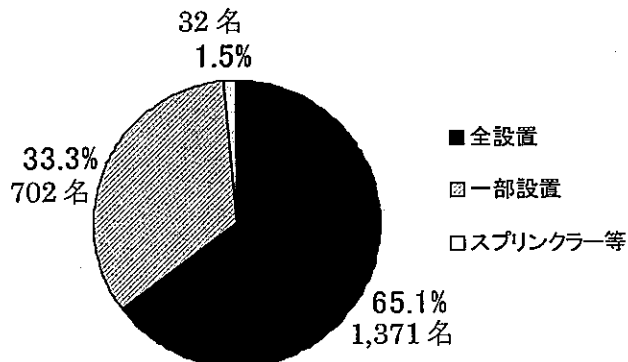
住宅用火災警報器設置状況

義務化された箇所に住宅用火災警報器を設置している人の割合（一部設置、スプリンクラー等を含む）は全体の7割以上（74.6%）で、前回の調査（平成22年6月）より33.9%増加した。



しかしながら、義務化された箇所に設置している人の33.3%は、義務化された箇所の一部のみに設置していると回答しており、住宅用火災警報器が、義務となる全ての箇所に設置されるよう、今後も普及啓発への更なる取組みが必要です。

住宅用火災警報器を設置している人の内訳



平成23年度

住宅用火災警報器設置状況調査結果(速報)

平成24年1月

鳥取県危機管理局消防防災課

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| I | 調査の概要 | 1 |
| II | 調査結果の概要 | |
| | 1. 義務化の認知状況 | 2 |
| | 2. 住宅用火災警報器の設置状況 | 3 |
| | 3. 義務化された箇所に設置していない理由 | 5 |
| | 4. 今後の設置予定 | 6 |
| III | 市町村別の状況 | |
| | 1. 別紙1 義務化の認知状況 | |
| | 2. 別紙2 住宅用火災警報器の設置状況 | |
| | 3. 別紙3 住宅用火災警報器を設置していない理由 | |
| | 4. 別紙4 今後の設置予定 | |

<調査にあたって>

- (1) 回答は回答日現在とした。
- (2) 結果は百分比で表示し、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%に過不足することがある。
- (3) 2つ以上の回答を認めたものは、その百分比の合計は100%を超える。

I 調査の概要

- 1 目的 平成18年6月1日に改正消防法が施行され、新築住宅では平成18年6月から、既存住宅では鳥取県内は平成23年6月から、寝室及び階段に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことに伴い、鳥取県における住宅用火災警報器の設置状況を調査し、今後の普及啓発活動に活用することを目的とする。
- 2 実施期間 平成23年10月17日(月)から11月18日(金)
- 3 調査対象数 県民(無作為抽出)(6,320名)
- 4 回答数 3,068名(回答率48.5%)
- 5 市町村別調査対象者の抽出及び回答状況

| | 対象者 | | 回答者 | | 回収率 (%) |
|------|-------|------------|-------|------------|------------|
| | 実数(件) | 構成比 (%) | 実数(件) | 構成比 (%) | |
| | 6,320 | 100.0 | 3,068 | 100.0 | 48.5 |
| 鳥取市 | 1,518 | 24.0 | 687 | 22.4 | 45.3 |
| 米子市 | 1,166 | 18.4 | 558 | 18.2 | 47.9 |
| 倉吉市 | 370 | 5.9 | 177 | 5.8 | 47.8 |
| 境港市 | 266 | 4.2 | 103 | 3.4 | 38.7 |
| 岩美町 | 200 | 3.2 | 106 | 3.5 | 53.0 |
| 若桜町 | 200 | 3.2 | 90 | 2.9 | 45.0 |
| 智頭町 | 200 | 3.2 | 105 | 3.4 | 52.5 |
| 八頭町 | 200 | 3.2 | 95 | 3.1 | 47.5 |
| 三朝町 | 200 | 3.2 | 98 | 3.2 | 49.0 |
| 湯梨浜町 | 200 | 3.2 | 99 | 3.2 | 49.5 |
| 琴浦町 | 200 | 3.2 | 111 | 3.6 | 55.5 |
| 北栄町 | 200 | 3.2 | 89 | 2.9 | 44.5 |
| 日吉津村 | 200 | 3.2 | 103 | 3.4 | 51.5 |
| 大山町 | 200 | 3.2 | 126 | 4.1 | 63.0 |
| 南部町 | 200 | 3.2 | 109 | 3.6 | 54.5 |
| 伯耆町 | 200 | 3.2 | 111 | 3.6 | 55.5 |
| 日南町 | 200 | 3.2 | 92 | 3.0 | 46.0 |
| 日野町 | 200 | 3.2 | 110 | 3.6 | 55.0 |
| 江府町 | 200 | 3.2 | 99 | 3.2 | 49.5 |

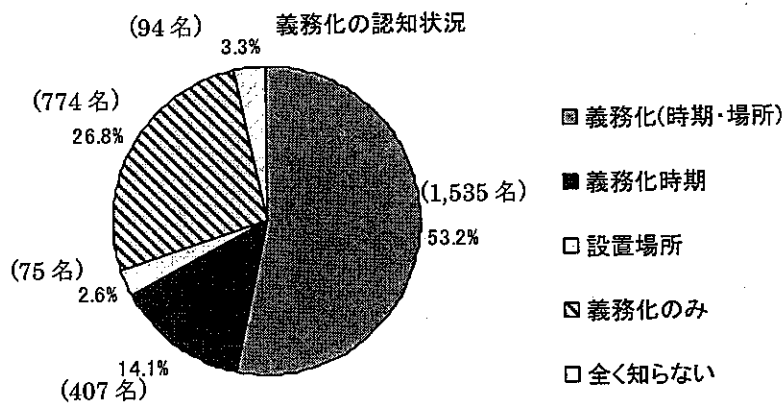
II 調査結果の概要

1 義務化の認知状況

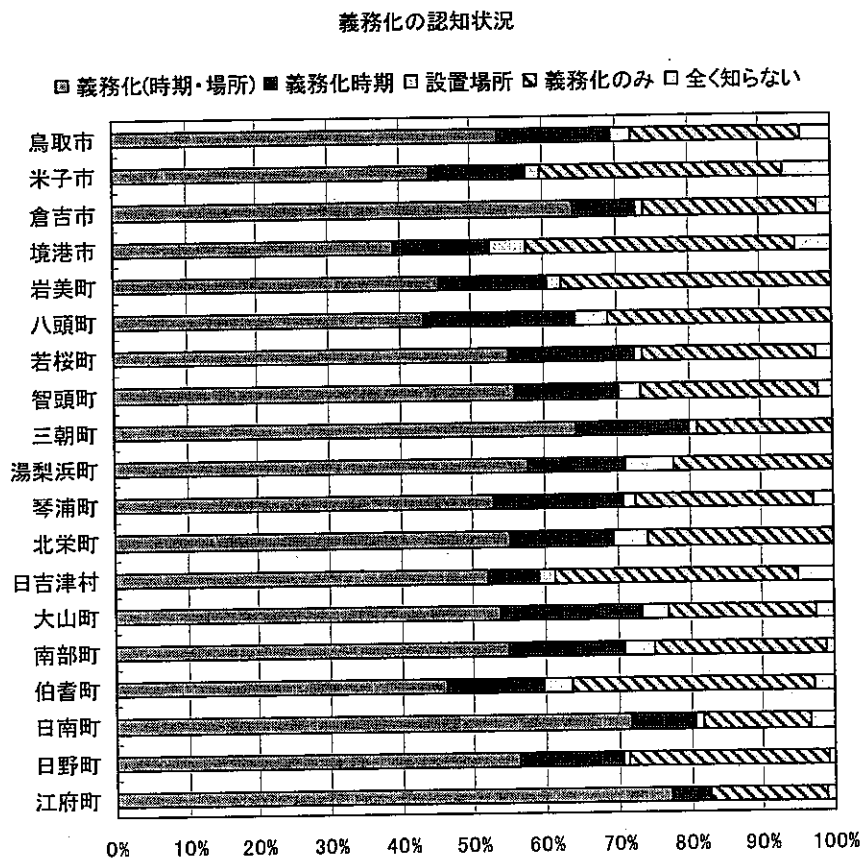
住宅用火災警報器の設置の義務化について「義務化時期」、「設置すべき場所」とも知っていたと回答された人の割合は、前回の調査(平成22年6月)より21.8%増加し53.2%となった。

また、「義務化時期」、「設置すべき場所」、「義務化されること」等その一部について知っていた人を含めると、全体の96.7%となり、全く知らない人は前回の10.2%から大幅に減少し3.3%となった。

(1) 県全体の状況



(2) 市町村別の状況

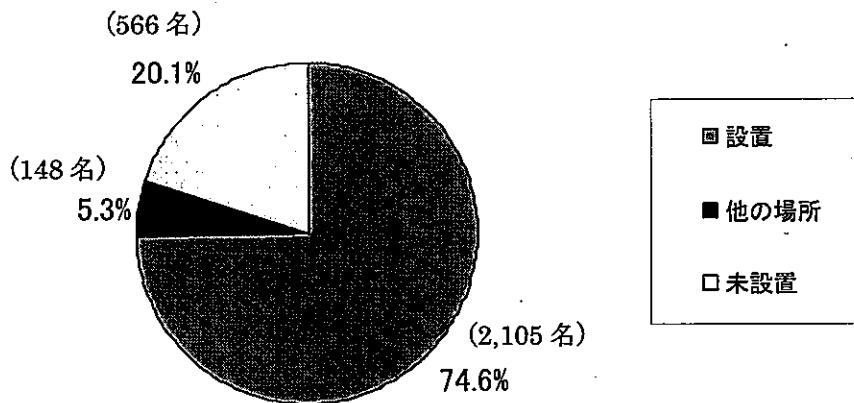


2 住宅用火災警報器の設置状況

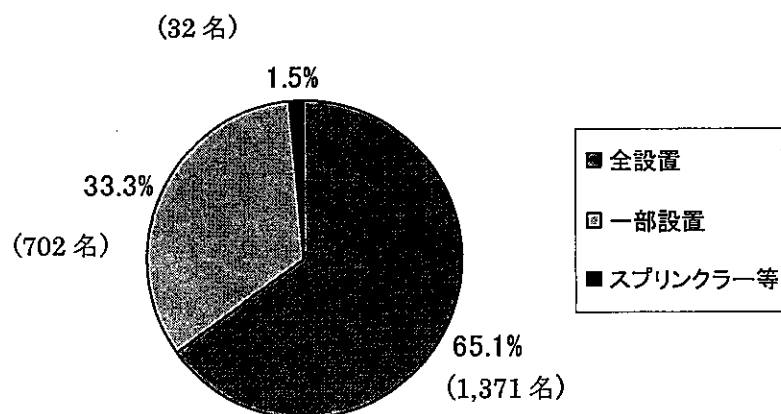
義務化された箇所に住宅用火災警報器を設置している人の割合（一部設置、スプリンクラー等を含む）は全体の7割以上（74.6%）で、前回調査(平成22年6月)より約33.9%増加した。

しかしながら、義務化された箇所に設置している人の33.3%は、義務化された箇所の一部のみに設置していると回答しており、設置促進に向けた更なる取り組みが必要な状況である。

(1) 県全体の状況

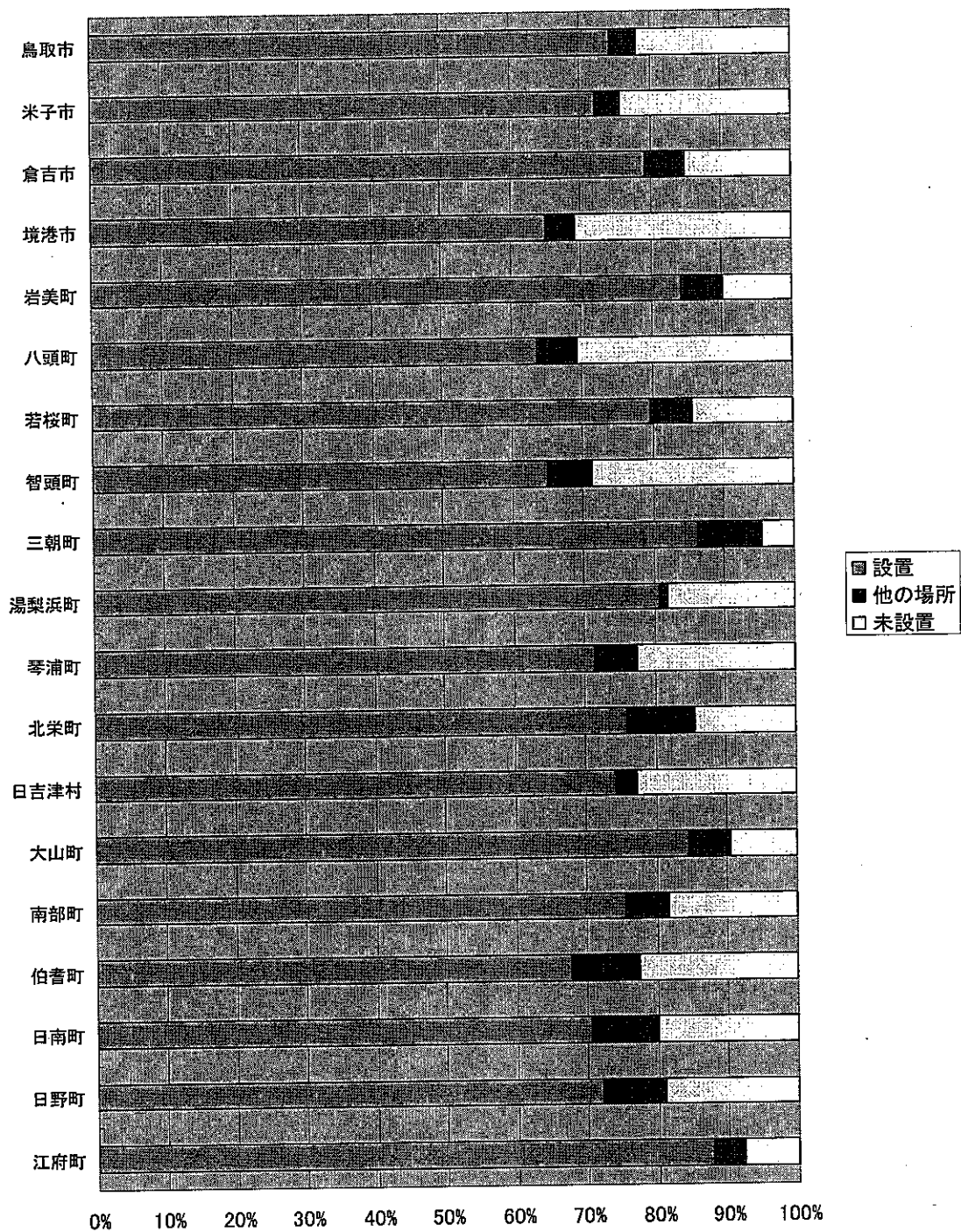


(2) 義務化された箇所に住宅用火災警報器を設置している人の内訳



(3) 市町村別の状況

住宅用火災警報器設置状況

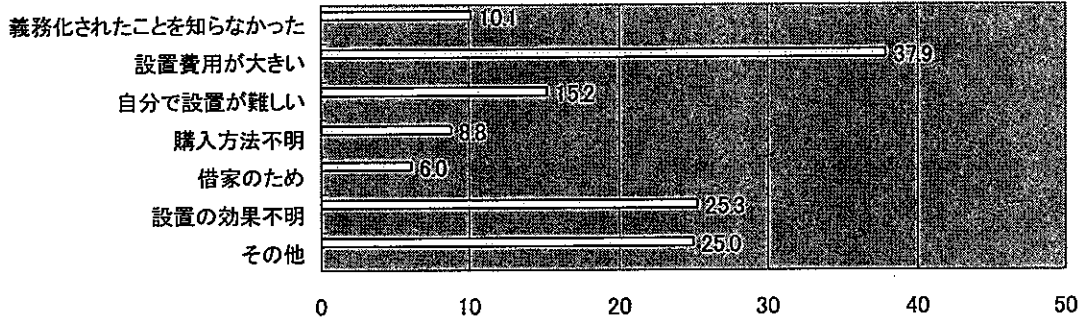


3 住宅用火災警報器を設置していない理由

(複数回答)

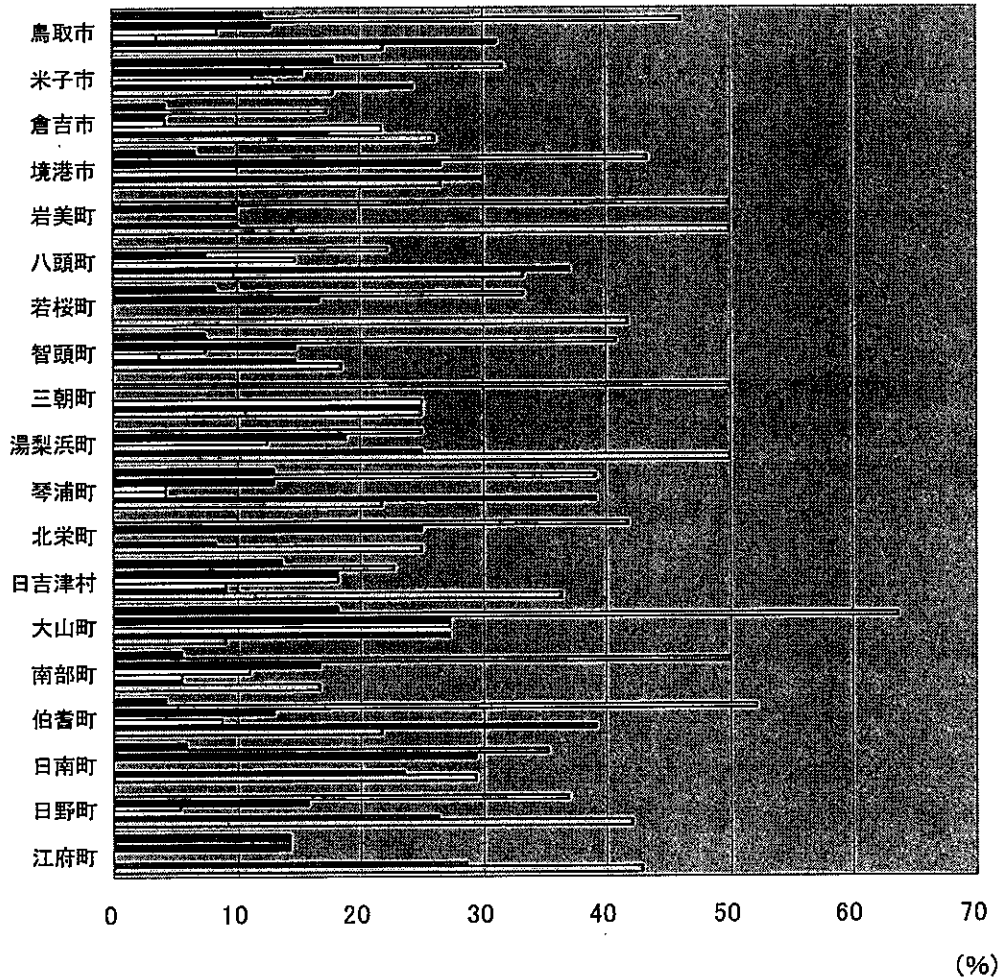
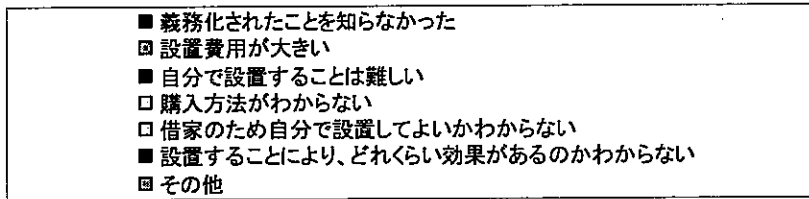
住宅用火災警報器を全く設置していないと回答した人（566人）について、その理由をとりまとめたところ、「設置費用負担が大きい」が全体の37.9%で最も多く、次いで「設置の効果不明」と回答された人が、25.3%であった。

(1) 県全体の状況



(2) 市町村別の状況

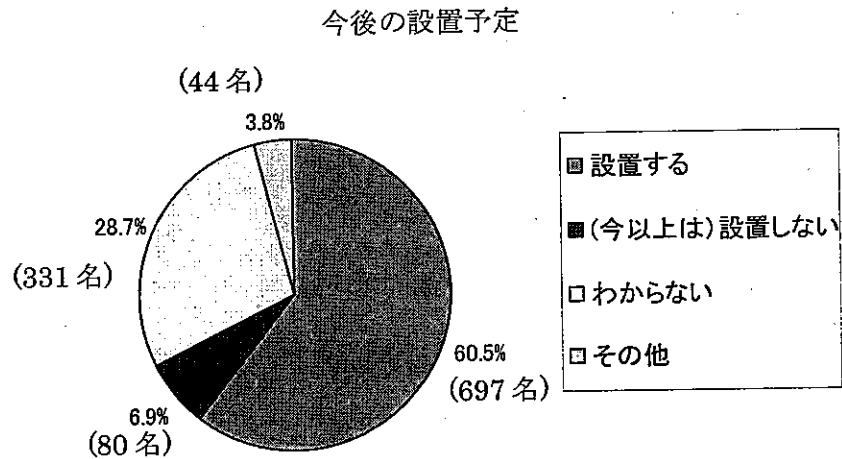
(%)



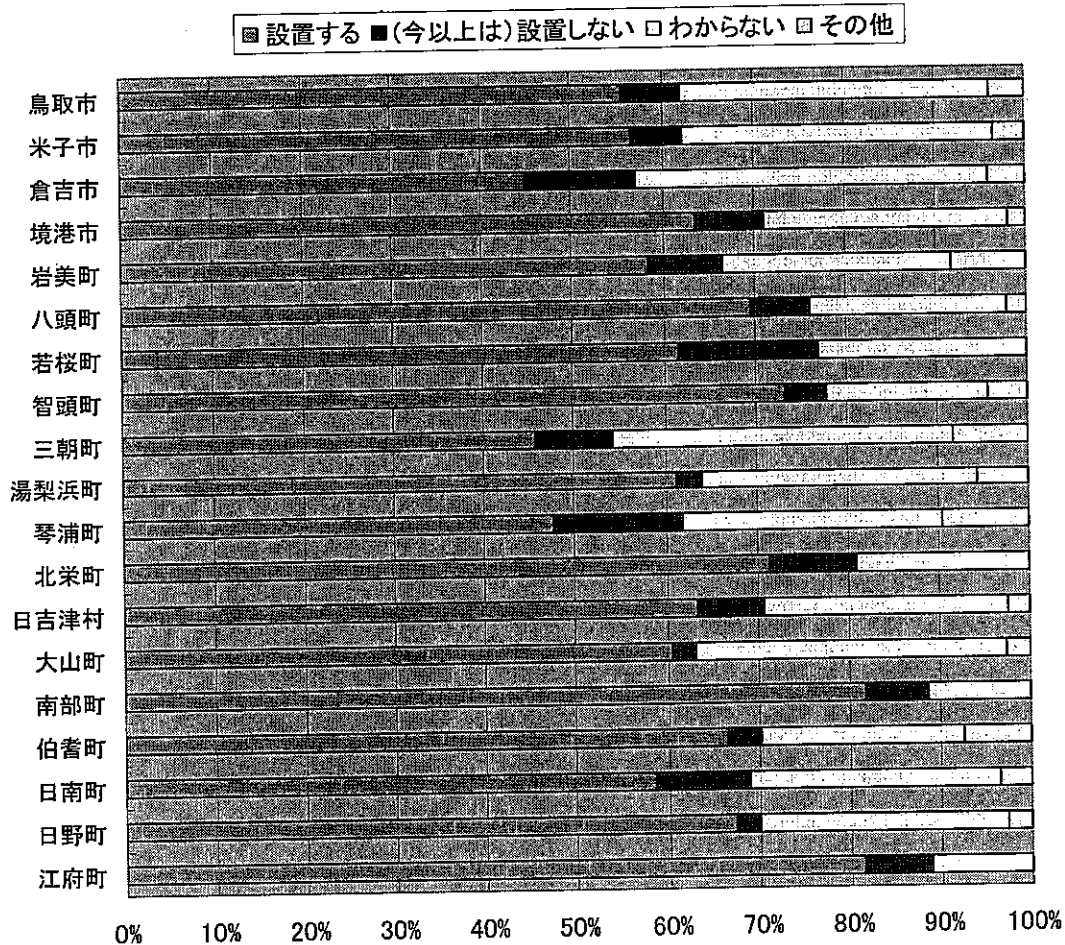
4 今後の設置予定

住宅用火災警報器を設置していないと回答した人（1,416人 一部設置、他の場所へ設置している人も含む）について、今後の設置予定をとりまとめたところ、今後「設置する」という人は全体の60.5%で、「(今以上は)設置しない」という人は全体の7%であったが、わからないと回答した人も28.7%あり、今後も普及啓発の活動が必要である。

(1) 鳥取県の状況



(2) 市町村の状況



義務化の認知状況

(単位:人、%)

| 区分 | 義務化について知っていた | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ⑤全く知らなかった | | | | 合計 | |
|------|--------------|-----------|-----------|------|--------------|-----------|-----------|-------|----------------|-----------|-----------|-------|---------------|-----------|-----------|------|-------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|-----|
| | ①時期・場所の両方とも | | | | ②義務化時期についてのみ | | | | ③設置すべき場所についてのみ | | | | ④義務化されることについて | | | | 小計 | | | | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 |
| | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | | | | | | |
| 鳥取市 | 352 | 53.7 | 28.3 | 25.3 | 103 | 15.7 | 44.3 | -28.6 | 19 | 2.9 | 10.9 | -8.0 | 155 | 23.6 | 6.0 | 17.6 | 629 | 95.9 | 89.4 | 6.4 | 27 | 4.1 | 10.6 | -6.4 | 656 | 100 |
| 米子市 | 230 | 44.3 | 25.0 | 19.3 | 69 | 13.3 | 35.8 | -22.5 | 10 | 1.9 | 13.3 | -11.4 | 175 | 33.7 | 14.4 | 19.3 | 484 | 93.3 | 88.5 | 4.8 | 35 | 6.7 | 11.5 | -4.8 | 519 | 100 |
| 倉吉市 | 104 | 64.2 | 43.4 | 20.8 | 14 | 8.6 | 32.9 | -24.3 | 2 | 1.2 | 11.2 | -9.9 | 39 | 24.1 | 2.0 | 22.1 | 159 | 98.1 | 89.5 | 8.7 | 3 | 1.9 | 10.5 | -8.7 | 162 | 100 |
| 境港市 | 38 | 39.2 | 29.3 | 9.9 | 13 | 13.4 | 32.8 | -19.4 | 5 | 5.2 | 11.2 | -6.1 | 36 | 37.1 | 11.2 | 25.9 | 92 | 94.8 | 84.5 | 10.4 | 5 | 5.2 | 15.5 | -10.4 | 97 | 100 |
| 岩美町 | 46 | 45.5 | 29.6 | 16.0 | 15 | 14.9 | 49.0 | -34.1 | 2 | 2.0 | 8.2 | -6.2 | 38 | 37.6 | 5.1 | 32.5 | 101 | 100.0 | 91.8 | 8.2 | 0 | 0.0 | 8.2 | -8.2 | 101 | 100 |
| 八頭町 | 39 | 43.3 | 30.9 | 12.5 | 19 | 21.1 | 34.0 | -12.9 | 4 | 4.4 | 20.2 | -15.8 | 28 | 31.1 | 7.4 | 23.7 | 90 | 100.0 | 92.6 | 7.4 | 0 | 0.0 | 7.4 | -7.4 | 90 | 100 |
| 若桜町 | 48 | 55.2 | 29.3 | 25.8 | 15 | 17.2 | 39.1 | -21.9 | 1 | 1.1 | 7.6 | -6.5 | 21 | 24.1 | 6.5 | 17.6 | 85 | 97.7 | 82.6 | 15.1 | 2 | 2.3 | 17.4 | -15.1 | 87 | 100 |
| 智頭町 | 55 | 56.1 | 27.0 | 29.1 | 14 | 14.3 | 37.0 | -22.7 | 3 | 3.1 | 13.0 | -9.9 | 24 | 24.5 | 9.0 | 15.5 | 96 | 98.0 | 86.0 | 12.0 | 2 | 2.0 | 14.0 | -12.0 | 98 | 100 |
| 三朝町 | 58 | 64.4 | 51.1 | 13.4 | 14 | 15.6 | 37.0 | -21.4 | 1 | 1.1 | 5.4 | -4.3 | 17 | 18.9 | 1.1 | 17.8 | 90 | 100.0 | 94.6 | 5.4 | 0 | 0.0 | 5.4 | -5.4 | 90 | 100 |
| 湯梨浜町 | 52 | 57.8 | 37.4 | 20.4 | 12 | 13.3 | 32.7 | -19.4 | 6 | 6.7 | 18.7 | -12.0 | 20 | 22.2 | 8.4 | 13.8 | 90 | 100.0 | 97.2 | 2.8 | 0 | 0.0 | 2.8 | -2.8 | 90 | 100 |
| 琴浦町 | 56 | 52.8 | 26.9 | 25.9 | 19 | 17.9 | 38.7 | -20.8 | 2 | 1.9 | 14.0 | -12.1 | 26 | 24.5 | 5.4 | 19.2 | 103 | 97.2 | 84.9 | 12.2 | 3 | 2.8 | 15.1 | -12.2 | 106 | 100 |
| 北栄町 | 47 | 55.3 | 32.5 | 22.8 | 12 | 14.1 | 37.7 | -23.6 | 4 | 4.7 | 19.3 | -14.6 | 22 | 25.9 | 5.3 | 20.6 | 85 | 100.0 | 94.7 | 5.3 | 0 | 0.0 | 5.3 | -5.3 | 85 | 100 |
| 日吉津村 | 51 | 52.0 | 19.8 | 32.2 | 7 | 7.1 | 44.3 | -37.2 | 2 | 2.0 | 12.3 | -10.2 | 33 | 33.7 | 6.6 | 27.1 | 93 | 94.9 | 83.0 | 11.9 | 5 | 5.1 | 17.0 | -11.9 | 98 | 100 |
| 大山町 | 63 | 53.8 | 44.1 | 9.8 | 23 | 19.7 | 41.9 | -22.3 | 4 | 3.4 | 4.3 | -0.9 | 24 | 20.5 | 3.2 | 17.3 | 114 | 97.4 | 93.5 | 3.9 | 3 | 2.6 | 6.5 | -3.9 | 117 | 100 |
| 南部町 | 55 | 55.0 | 30.1 | 24.9 | 16 | 16.0 | 42.7 | -26.7 | 4 | 4.0 | 10.7 | -6.7 | 24 | 24.0 | 5.8 | 18.2 | 99 | 99.0 | 89.3 | 9.7 | 1 | 1.0 | 10.7 | -9.7 | 100 | 100 |
| 伯耆町 | 48 | 46.2 | 35.6 | 10.5 | 14 | 13.5 | 33.3 | -19.9 | 4 | 3.8 | 13.8 | -9.9 | 35 | 33.7 | 9.2 | 24.5 | 101 | 97.1 | 92.0 | 5.2 | 3 | 2.9 | 8.0 | -5.2 | 104 | 100 |
| 日南町 | 63 | 71.6 | 38.7 | 32.9 | 8 | 9.1 | 36.6 | -27.5 | 1 | 1.1 | 8.6 | -7.5 | 13 | 14.8 | 9.7 | 5.1 | 85 | 96.6 | 93.5 | 3.0 | 3 | 3.4 | 6.5 | -3.0 | 88 | 100 |
| 日野町 | 59 | 56.2 | 45.4 | 10.8 | 15 | 14.3 | 33.3 | -19.0 | 1 | 1.0 | 9.3 | -8.3 | 29 | 27.6 | 4.6 | 23.0 | 104 | 99.0 | 92.6 | 6.5 | 1 | 1.0 | 7.4 | -6.5 | 105 | 100 |
| 江府町 | 71 | 77.2 | 35.6 | 41.6 | 5 | 5.4 | 32.2 | -26.8 | 0 | 0.0 | 16.7 | -16.7 | 15 | 16.3 | 8.9 | 7.4 | 91 | 98.9 | 93.3 | 5.6 | 1 | 1.1 | 6.7 | -5.6 | 92 | 100 |
| 県計 | 1535 | 53.2 | 31.4 | 21.8 | 407 | 14.1 | 38.5 | -24.4 | 75 | 2.6 | 12.1 | -9.5 | 774 | 26.8 | 7.8 | 19.0 | 2,791 | 96.7 | 89.8 | 7.0 | 94 | 3.3 | 10.2 | -7.0 | 2,885 | 100 |

住宅用火災警報器の設置状況

(単位:人、%)

| 区分 市町村 | 義務化された箇所に設置 | | | | 左のうち 義務化された箇所全てに設置 | | | | 左のうち 義務化された箇所の一部に設置 | | | | 左のうち スプリンクラー又は自動火災報知設備を 設置 | | | | 義務化された箇所以外に設置 | | | | 左のうち 台所に設置している人 | | | | 設置していない | | | | 合 計 | |
|-----------|-------------|-----------|-----------|------|-----------------------|-----------|-----------|------|------------------------|-----------|-----------|------|----------------------------------|-----------|-----------|------|---------------|-----------|-----------|------|--------------------|-----------|-----------|-------|---------|-----------|-----------|-------|-------|-----|
| | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 H23 | 割合 H22 | 前年比 | 人数 | 割合 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取市 | 478 | 74.3 | 33.2 | 41.1 | 337 | 52.4 | 19.4 | 33.0 | 136 | 21.2 | 13.5 | 7.7 | 5 | 0.8 | 0.3 | 0.5 | 24 | 3.7 | 6.7 | -3.0 | 20 | 83.3 | 90.5 | -7.1 | 141 | 21.9 | 60.0 | -38.1 | 643 | 100 |
| 米子市 | 365 | 72.0 | 36.4 | 35.5 | 272 | 53.6 | 24.7 | 28.9 | 82 | 16.2 | 9.7 | 6.5 | 11 | 2.2 | 2.0 | 0.2 | 19 | 3.7 | 8.1 | -4.3 | 15 | 78.9 | 93.2 | -14.2 | 123 | 24.3 | 55.5 | -31.2 | 507 | 100 |
| 倉吉市 | 125 | 79.1 | 51.7 | 27.5 | 86 | 55.7 | 37.7 | 17.9 | 34 | 21.5 | 12.6 | 8.9 | 3 | 1.9 | 1.3 | 0.6 | 9 | 5.7 | 5.3 | 0.4 | 8 | 88.9 | 87.5 | 1.4 | 24 | 15.2 | 43.0 | -27.9 | 158 | 100 |
| 境港市 | 63 | 64.9 | 48.8 | 18.2 | 32 | 33.0 | 24.8 | 8.2 | 31 | 32.0 | 23.1 | 8.8 | 0 | 0.0 | 0.8 | -0.8 | 4 | 4.1 | 4.1 | 0.0 | 4 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 30 | 30.9 | 47.1 | -16.2 | 97 | 100 |
| 岩美町 | 85 | 84.2 | 31.9 | 52.3 | 30 | 29.7 | 15.4 | 14.3 | 54 | 53.5 | 14.3 | 39.2 | 1 | 1.0 | 2.2 | -1.2 | 6 | 5.9 | 8.8 | -2.9 | 6 | 100.0 | 87.5 | 12.5 | 10 | 9.9 | 59.3 | -49.4 | 101 | 100 |
| 八頭町 | 56 | 63.6 | 38.5 | 25.2 | 26 | 29.5 | 18.7 | 10.9 | 29 | 33.0 | 19.8 | 13.2 | 1 | 1.1 | 0.0 | 1.1 | 5 | 5.7 | 12.1 | -6.4 | 5 | 100.0 | 90.9 | 9.1 | 27 | 30.7 | 49.5 | -18.8 | 88 | 100 |
| 若桜町 | 66 | 79.5 | 33.7 | 45.8 | 43 | 51.8 | 18.0 | 33.8 | 20 | 24.1 | 14.6 | 9.5 | 3 | 3.6 | 1.1 | 2.5 | 5 | 6.0 | 10.1 | -4.1 | 5 | 100.0 | 88.9 | 11.1 | 12 | 14.5 | 56.2 | -41.7 | 83 | 100 |
| 智頭町 | 61 | 64.9 | 33.0 | 31.9 | 35 | 37.2 | 19.8 | 17.6 | 24 | 25.5 | 12.4 | 13.2 | 2 | 2.1 | 1.0 | 1.1 | 6 | 6.4 | 11.3 | -5.0 | 5 | 83.3 | 90.9 | -7.6 | 27 | 28.7 | 55.7 | -26.9 | 94 | 100 |
| 三朝町 | 75 | 86.2 | 76.4 | 9.8 | 48 | 55.2 | 41.6 | 13.6 | 27 | 31.0 | 34.8 | -3.8 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8 | 9.2 | 4.5 | 4.7 | 8 | 100.0 | 75.0 | 25.0 | 4 | 4.6 | 19.1 | -14.5 | 87 | 100 |
| 湯梨浜町 | 71 | 80.7 | 47.6 | 33.1 | 47 | 53.4 | 19.0 | 34.4 | 23 | 26.1 | 27.6 | -1.5 | 1 | 1.1 | 1.0 | 0.2 | 1 | 1.1 | 8.6 | -7.4 | 1 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 16 | 18.2 | 43.8 | -25.6 | 88 | 100 |
| 琴浦町 | 73 | 71.6 | 44.9 | 26.6 | 46 | 45.1 | 23.6 | 21.5 | 25 | 24.5 | 21.3 | 3.2 | 2 | 2.0 | 0.0 | 2.0 | 6 | 5.9 | 7.9 | -2.0 | 4 | 66.7 | 71.4 | -4.8 | 23 | 22.5 | 47.2 | -24.6 | 102 | 100 |
| 北栄町 | 63 | 75.9 | 60.2 | 15.7 | 31 | 37.3 | 13.3 | 24.1 | 31 | 37.3 | 46.0 | -8.7 | 1 | 1.2 | 0.9 | 0.3 | 8 | 9.6 | 18.6 | -8.9 | 7 | 87.5 | 85.7 | 1.8 | 12 | 14.5 | 21.2 | -6.8 | 83 | 100 |
| 日吉津村 | 72 | 74.2 | 35.6 | 38.6 | 51 | 52.6 | 14.9 | 37.7 | 21 | 21.6 | 18.8 | 2.8 | 0 | 0.0 | 2.0 | -2.0 | 3 | 3.1 | 5.9 | -2.8 | 3 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 22 | 22.7 | 58.4 | -35.7 | 97 | 100 |
| 大山町 | 98 | 84.5 | 68.4 | 16.1 | 62 | 53.4 | 30.5 | 22.9 | 36 | 31.0 | 35.8 | -4.8 | 0 | 0.0 | 2.1 | -2.1 | 7 | 6.0 | 8.4 | -2.4 | 6 | 85.7 | 75.0 | 10.7 | 11 | 9.5 | 23.2 | -13.7 | 116 | 100 |
| 南部町 | 74 | 75.5 | 28.3 | 47.2 | 47 | 48.0 | 17.2 | 30.8 | 27 | 27.6 | 10.1 | 17.5 | 0 | 0.0 | 1.0 | -1.0 | 6 | 6.1 | 6.1 | 0.1 | 5 | 83.3 | 100.0 | -16.7 | 18 | 18.4 | 65.7 | -47.3 | 98 | 100 |
| 伯耆町 | 69 | 67.6 | 36.0 | 31.7 | 36 | 35.3 | 13.5 | 21.8 | 33 | 32.4 | 21.3 | 11.0 | 0 | 0.0 | 1.1 | -1.1 | 10 | 9.8 | 16.9 | -7.1 | 8 | 80.0 | 100.0 | -20.0 | 23 | 22.5 | 47.2 | -24.6 | 102 | 100 |
| 日南町 | 60 | 70.6 | 34.1 | 36.5 | 42 | 49.4 | 14.8 | 34.6 | 18 | 21.2 | 19.3 | 1.9 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8 | 9.4 | 18.2 | -8.8 | 8 | 100.0 | 93.8 | 6.3 | 17 | 20.0 | 47.7 | -27.7 | 85 | 100 |
| 日野町 | 72 | 72.0 | 49.0 | 23.0 | 48 | 48.0 | 23.1 | 24.9 | 22 | 22.0 | 26.0 | -4.0 | 2 | 2.0 | 0.0 | 2.0 | 9 | 9.0 | 4.8 | 4.2 | 9 | 100.0 | 60.0 | 40.0 | 19 | 19.0 | 46.2 | -27.2 | 100 | 100 |
| 江府町 | 79 | 87.8 | 32.5 | 55.2 | 50 | 55.6 | 8.4 | 47.1 | 29 | 32.2 | 24.1 | 8.1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4 | 4.4 | 4.8 | -0.4 | 4 | 100.0 | 50.0 | 50.0 | 7 | 7.8 | 62.7 | -54.9 | 90 | 100 |
| 県 計 | 2,105 | 74.6 | 40.7 | 33.9 | 1,371 | 48.6 | 21.6 | 27.0 | 702 | 24.9 | 18.1 | 6.9 | 32 | -1.1 | 1.0 | 0.2 | 148 | 5.3 | 8.3 | -3.1 | 131 | 88.5 | 89.5 | -1.0 | 568 | 20.1 | 51.0 | -30.9 | 2,819 | 100 |

住宅用火災警報器を設置していない理由(複数回答可)

(単位:人、%)

| 区分 市町村 | 義務化されたことを知らなかった | | 設置費用が大きい | | 自分で設置することは難しい | | 購入方法がわからない | | 借家のため自分で設置してよいかわからない | | 設置することにより、どれくらい効果があるのかわからない | | その他 | | 回答者 (実人員) 人数 |
|-----------|-----------------|------|----------|------|---------------|------|------------|------|----------------------|------|-----------------------------|------|-----|------|--------------------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 鳥取市 | 17 | 12.1 | 65 | 46.1 | 18 | 12.8 | 12 | 8.5 | 5 | 3.5 | 44 | 31.2 | 31 | 22.0 | 141 |
| 米子市 | 22 | 17.9 | 39 | 31.7 | 19 | 15.4 | 14 | 11.4 | 16 | 13.0 | 30 | 24.4 | 22 | 17.9 | 123 |
| 倉吉市 | 1 | 4.3 | 4 | 17.4 | 1 | 4.3 | 1 | 4.3 | 5 | 21.7 | 4 | 17.4 | 6 | 26.1 | 23 |
| 境港市 | 2 | 6.7 | 13 | 43.3 | 8 | 26.7 | 3 | 10.0 | 0 | 0.0 | 9 | 30.0 | 8 | 26.7 | 30 |
| 岩美町 | 0 | 0.0 | 5 | 50.0 | 1 | 10.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1 | 10.0 | 5 | 50.0 | 10 |
| 八頭町 | 0 | 0.0 | 6 | 22.2 | 2 | 7.4 | 4 | 14.8 | 0 | 0.0 | 10 | 37.0 | 9 | 33.3 | 27 |
| 若桜町 | 1 | 8.3 | 4 | 33.3 | 2 | 16.7 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 5 | 41.7 | 12 |
| 智頭町 | 2 | 7.4 | 11 | 40.7 | 4 | 14.8 | 2 | 7.4 | 1 | 3.7 | 4 | 14.8 | 5 | 18.5 | 27 |
| 三朝町 | 0 | 0.0 | 2 | 50.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1 | 25.0 | 1 | 25.0 | 1 | 25.0 | 4 |
| 湯梨浜町 | 0 | 0.0 | 4 | 25.0 | 3 | 18.8 | 2 | 12.5 | 0 | 0.0 | 4 | 25.0 | 8 | 50.0 | 16 |
| 琴浦町 | 3 | 13.0 | 9 | 39.1 | 3 | 13.0 | 1 | 4.3 | 1 | 4.3 | 9 | 39.1 | 5 | 21.7 | 23 |
| 北栄町 | 0 | 0.0 | 5 | 41.7 | 3 | 25.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1 | 8.3 | 3 | 25.0 | 12 |
| 日吉津村 | 3 | 13.6 | 5 | 22.7 | 4 | 18.2 | 4 | 18.2 | 2 | 9.1 | 2 | 9.1 | 8 | 36.4 | 22 |
| 大山町 | 2 | 18.2 | 7 | 63.6 | 3 | 27.3 | 3 | 27.3 | 0 | 0.0 | 3 | 27.3 | 1 | 9.1 | 11 |
| 南部町 | 1 | 5.6 | 9 | 50.0 | 3 | 16.7 | 2 | 11.1 | 1 | 5.6 | 1 | 5.6 | 3 | 16.7 | 18 |
| 伯耆町 | 1 | 4.3 | 12 | 52.2 | 3 | 13.0 | 1 | 4.3 | 2 | 8.7 | 9 | 39.1 | 5 | 21.7 | 23 |
| 日南町 | 1 | 5.9 | 6 | 35.3 | 5 | 29.4 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 4 | 23.5 | 5 | 29.4 | 17 |
| 日野町 | 0 | 0.0 | 7 | 36.8 | 3 | 15.8 | 1 | 5.3 | 0 | 0.0 | 5 | 26.3 | 8 | 42.1 | 19 |
| 江府町 | 1 | 14.3 | 1 | 14.3 | 1 | 14.3 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 2 | 28.6 | 3 | 42.9 | 7 |
| 県計 | 57 | 10.1 | 214 | 37.9 | 86 | 15.2 | 50 | 8.8 | 34 | 6.0 | 143 | 25.3 | 141 | 25.0 | 565 |

(注1) 該当項目全てについて回答(重複して回答)する方法を取っているため、割合は実回答者総数に対する割合とした。

(注2) とりまとめの対象は住宅用火災警報器を全く設置していないと回答した人566人

今 後 の 設 置 予 定

| 区分 市町村 | 設置する | | (今以上は)設置しない | | わからない | | その他 | | 合 計 | |
|-----------|------|------|-------------|------|-------|------|-----|-----|------|-----|
| | 人 数 | 割 合 | 人 数 | 割 合 | 人 数 | 割 合 | 人 数 | 割 合 | 人 数 | 割 合 |
| 鳥取市 | 139 | 55.6 | 16 | 6.4 | 85 | 34.0 | 10 | 4.0 | 250 | 100 |
| 米子市 | 117 | 56.5 | 12 | 5.8 | 71 | 34.3 | 7 | 3.4 | 207 | 100 |
| 倉吉市 | 22 | 44.9 | 6 | 12.2 | 19 | 38.8 | 2 | 4.1 | 49 | 100 |
| 境港市 | 33 | 63.5 | 4 | 7.7 | 14 | 26.9 | 1 | 1.9 | 52 | 100 |
| 岩美町 | 35 | 58.3 | 5 | 8.3 | 15 | 25.0 | 5 | 8.3 | 60 | 100 |
| 八頭町 | 32 | 69.6 | 3 | 6.5 | 10 | 21.7 | 1 | 2.2 | 46 | 100 |
| 若桜町 | 16 | 61.5 | 4 | 15.4 | 6 | 23.1 | 0 | 0.0 | 26 | 100 |
| 智頭町 | 33 | 73.3 | 2 | 4.4 | 8 | 17.8 | 2 | 4.4 | 45 | 100 |
| 三朝町 | 11 | 45.8 | 2 | 8.3 | 9 | 37.5 | 2 | 8.3 | 24 | 100 |
| 湯梨浜町 | 22 | 61.1 | 1 | 2.8 | 11 | 30.6 | 2 | 5.6 | 36 | 100 |
| 琴浦町 | 20 | 47.6 | 6 | 14.3 | 12 | 28.6 | 4 | 9.5 | 42 | 100 |
| 北栄町 | 30 | 71.4 | 4 | 9.5 | 8 | 19.0 | 0 | 0.0 | 42 | 100 |
| 日吉津村 | 26 | 63.4 | 3 | 7.3 | 11 | 26.8 | 1 | 2.4 | 41 | 100 |
| 大山町 | 23 | 60.5 | 1 | 2.6 | 13 | 34.2 | 1 | 2.6 | 38 | 100 |
| 南部町 | 36 | 81.8 | 3 | 6.8 | 5 | 11.4 | 0 | 0.0 | 44 | 100 |
| 伯耆町 | 36 | 66.7 | 2 | 3.7 | 12 | 22.2 | 4 | 7.4 | 54 | 100 |
| 日南町 | 17 | 58.6 | 3 | 10.3 | 8 | 27.6 | 1 | 3.4 | 29 | 100 |
| 日野町 | 27 | 67.5 | 1 | 2.5 | 11 | 27.5 | 1 | 2.5 | 40 | 100 |
| 江府町 | 22 | 81.5 | 2 | 7.4 | 3 | 11.1 | 0 | 0.0 | 27 | 100 |
| 県 計 | 697 | 60.5 | 80 | 6.9 | 331 | 28.7 | 44 | 3.8 | 1152 | 100 |

(注)とりまとめの対象は住宅用火災警報器を設置していないと回答した人1,416人(一部設置、他の場所へ設置している人)

平成23年における鳥取県消防防災ヘリコプターの運航状況について

平成24年1月20日
消 防 防 災 課

平成23年の鳥取県消防防災ヘリコプター「とっとり」の運航は、緊急運航114件(前年104件)、通常運航108件(前年131件)、合計222件(前年235件)となっています。

平成23年の緊急運航のうち最も多いのは救急活動の34件(前年55件)です。また、広域応援活動件数が13件から54件に増加しました。これは東日本大震災へ緊急消防援助隊として出動したことによるものです。

1 平成23年運航件数

| 区 分 | 本年 件数 | 前年 件数 | 主 な 活 動 内 容 | |
|------|----------|----------|-------------|---|
| 緊急運航 | 災害応急対策 | 7 | 0 | ・1月1日 豪雪被害による交通渋滞情報収集 |
| | 火災防御 | 6 | 3 | ・2月26日 大山町茶畑付近林野、ヘリテレ電送実施 |
| | 救急 | 34 | 55 | ・2月5日 大山スキー場転倒事故、29歳女性(大腿骨骨折)を鳥大医学部へ搬送 ・4月4日 高所転落した80歳男性を医師同乗システムにより県立中央病院へ搬送 ・9月24日 トラクターの下敷きになった男性(CPA)を赤碓診療所から厚生病院へ転院搬送 ・11月15日 超低出生体重の男児を県立中央病院から近畿大学医学部付属病院まで転院搬送 ・12月23日 83歳女性、交通事故による多発外傷の患者を県立厚生病院から鳥大医学部まで転院搬送 |
| | 救助 | 13 | 33 | ・2月16日 鳥取港一文字防波堤でテトラ内に転落した68歳男性を吊り上げ救助し県立中央病院へ搬送 ・4月29日 鳥ヶ山滑落事故、46歳男性(脊髄損傷)を吊り上げ救助し鳥大医学部へ搬送 ・5月4日 鳥取砂丘、20歳男性(脱水症)を吊り上げ救助し県立中央病院へ搬送 ・11月27日 三徳山登山道、60代男性、急病の患者を吊り上げ救助し県立厚生病院へ搬送 |
| | 広域航空応援 | 54 | 13 | ・3月12日～30日 東日本大震災(宮城県を中心に災害応急対策活動を実施) ・4月5日 姫路市林野火災。鳥取県他防災機4機、自衛隊機3機出動。鳥取ヘリ散水15回 |
| | 緊急運航計 | 114 | 104 | |
| 通常運航 | 災害予防対策 | 0 | 1 | |
| | 消防防災訓練 | 17 | 27 | ・10月2日 岡山県鏡野町・鳥取県三朝町大規模林野火災合同訓練 ・10月23日 湯梨浜町総合防災訓練 ・11月12日 鳥取市国民保護訓練 |
| | 自隊訓練 | 62 | 73 | ・消火、救助、救急、ヘリTV電送、夜間飛行、計器飛行訓練他 |
| | 一般行政 | 13 | 10 | ・幹線道路進捗状況調査、ナラ枯れ・松くい虫被害調査、採石場、海岸・河川現況調査他 |
| | その他 | 16 | 20 | ・機体点検後のテスト飛行他 |
| | 通常運航計 | 108 | 131 | |
| 合 計 | 222 | 235 | | |

(注)①年間の運航休止日数 142日

②主な運航休止理由 耐空検査…平成23年5月9日～9月8日(耐空検査及びエンジンオーバーホール点検のため、123日間要した)

③この間は、島根県との相互応援協定に基づく、島根県消防防災ヘリに出動要請(要請数 15件)
広域航空消防応援に基づく、岡山県防災ヘリに出動要請(要請数 1件)※林野火災
中国五県相互応援協定に基づく、岡山県防災ヘリに出動要請(要請数 1件)※救助活動

2 緊急運航の推移(平成16年～平成23年)

| 緊急運航種別 | 年 別 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 災害応急対策 | | 8 | 7 | 2 | 6 | 4 | 3 | 0 | 7 |
| 火災防御 | | 5 | 3 | 3 | 9 | 3 | 11 | 3 | 6 |
| 救 急 | | 46 | 62 | 62 | 78 | 57 | 52 | 55 | 34 |
| 救 助 | | 28 | 22 | 22 | 26 | 48 | 32 | 33 | 13 |
| 広域航空応援 | | 5 | 4 | 2 | 3 | 13 | 14 | 13 | 54 |
| 合 計 | | 92 | 98 | 91 | 122 | 125 | 112 | 104 | 114 |

第4回鳥取方式の地域消防防災体制検討委員会の開催結果について

平成24年1月20日
消 防 防 災 課

過疎・高齢化・核家族化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、地域の実情に即した地域消防防災体制のあり方をモデル市町（米子市、境港市、日南町、日野町、江府町）を基に調査研究し、鳥取方式の自主防災組織、消防団等の体制整備の方向性を検討するため、次のとおり「第4回鳥取方式の地域消防防災体制検討事業検討委員会」を開催した。

1 開催日時 1月18日（水） 午後1時30分から3時30分まで

2 開催場所 西部総合事務所会議室

3 議 事

モデル5市町における将来予測結果及び対策案策定の方向性について、意見交換を行った。

- (1) 消防防災体制についての将来予測結果
- (2) 将来予測結果をふまえた地域特性に応じた対策の方向性

4 委員会の構成

- (1) 委員長：放送大学鳥取学習センター所長 西田良平 氏
- (2) 委員構成：学識経験者3人、西部消防局職員1人、モデル市町村職員5人、消防団代表者2人、自主防災組織代表者3人
計15名 ※女性委員（江府町女性消防隊長）を含む

5 概 要

(1) 将来予測

・ 予測の前提条件を、

- ① 人口推移：平成17年国勢調査結果と平成22年の年齢別人口推計値を基に、現状（平成22年）から10年後（平成32年）の人口を推計
- ② 資機材整備：現況の資機材は更新・適正な維持管理を前提に現状のとおり
- ③ 組織：人口減少（昼間人口の減少等も考慮）を踏まえた活動期待人数、水利や資機材の整備状況、組織化の現状

$$\begin{aligned} \text{【活動期待人数} &= \text{人口増減率により補正した年齢男女別人口} \\ &\quad \times \text{過去の災害を参考とした活動実施率} \\ &\quad \times \text{年齢男女別在宅率】} \end{aligned}$$

として、消防団・自主防災組織双方について、消火・水防・救助・遭難者捜索・避難支援の5つの活動に対して評価を行った。

・ 将来予測にあたっては、町丁目別の人口推計等地域の状況に応じた検討を行うのがベストではあるが、将来予測がどこまでを実態に反映できるかが課題とされた。

(2) 対策検討の方向性

- ・ 将来予測の結果では、5つの活動評価において、人口減少による影響があらわれているが、将来予測への社会的変化等地域特性の反映は難しく、現状の体制を基本に課題の抽出と対策の検討が望ましいとされた。
- ・ 課題と対策を検討するにあたっては、社会特性（活動期待人数から見た地域活動の期待度）、消防防災特性（地域における自主防災組織、消防団の活動評価）による分類分けを行い、課題と対策を抽出することが提案された。
- ・ 各委員からの意見では、分類分けの観点として、上記に加えて地勢的な要因を加える必要があること、特徴が浮かび上がりやすい基準となる値の設定の必要性などが意見された。

上記の(1)・(2)の検討を踏まえ、各委員においてそれぞれの機関において考慮すべき項目の追加も含め検証することとした。

【参考】

◆鳥取方式の地域消防防災体制検討事業の進め方

県内モデル市町（5市町）を対象に、今後の地域消防防災体制の方向性について調査研究調査委託し、モデル地域に適した地域消防防災体制を検討する。

<モデル市町> 米子市、境港市、日南町、日野町、江府町

<調査委託先> 日本ミクニヤ株式会社

<調査の進め方>

○現状分析

地域の特性・体制に関する資料収集・整理、現状の分析・評価

○将来予測

10年程度後の地域社会の状況や、現状で推移した場合の自主防災組織、消防団等の将来の姿を予測し課題を整理

○対策検討

地域に適した消防防災体制のあり方を検討し、その方向性を踏まえて、実行ある体制の整備方を整理

○県内への展開

調査研究成果をもとに、県内各市町村への展開方法を検討

◆第1回検討委員会（8月12日）

今後の進め方についての基本的事項を協議した

⇒ 評価の単位、評価方針、被害想定等について

◆第2回（10月17日）及び第3回（11月24日）委員会の概要

現状の課題を認識し将来予測（対策）につなげるため、現状分析（評価を含む）及び将来予測の手法について、2回にわたり意見交換を行った。

消防防災体制の将来予測結果

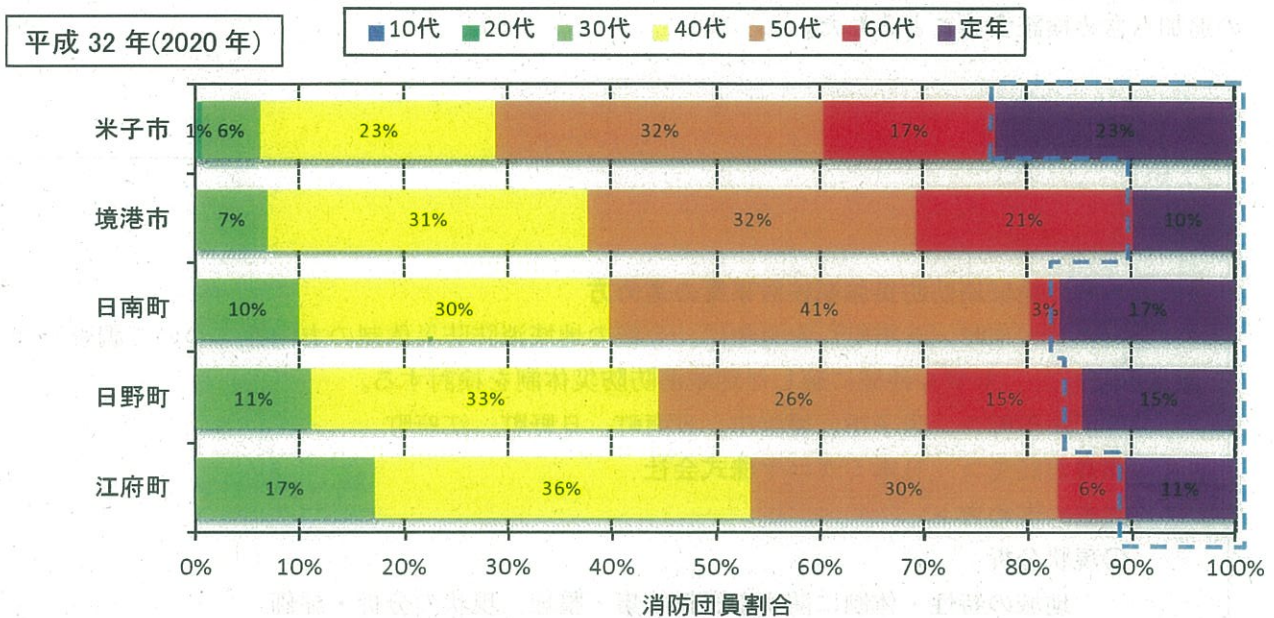
1. 消防団

(1) 消防団についての評価内容

活動年齢（米子市、境港市、日野町は 65 歳、日南町、江府町は 60 歳）を考慮した場合の、10 年後における消防団の活動別評価を行う。

現状評価と同様に、各活動に必要な消防団員が消防車庫・倉庫に参集し、消防車庫・倉庫から管轄内の各町丁目の最遠部の現場に到着するまでに要する時間により評価する。

10 年後の平成 32 年（2020 年）には、定年を迎える消防団員が図 3-10 に示すように生じることが想定される。



※定年は米子市、境港市、日野町については 66 歳以上、日南町、江府町については 61 歳以上の団員の割合としている。

図 3-10 消防団員の市町村別年代別割合の推移

(2) 将来予測にあたっての前提条件

消防団の各活動の評価は、現状予測で用いた算出式と同様とする。消防団が各活動のため現場まで到着する時間は、以下の式で算出している。

$$\text{算出式：現場到着時間} = \text{参集時間} + \text{到着時間}$$

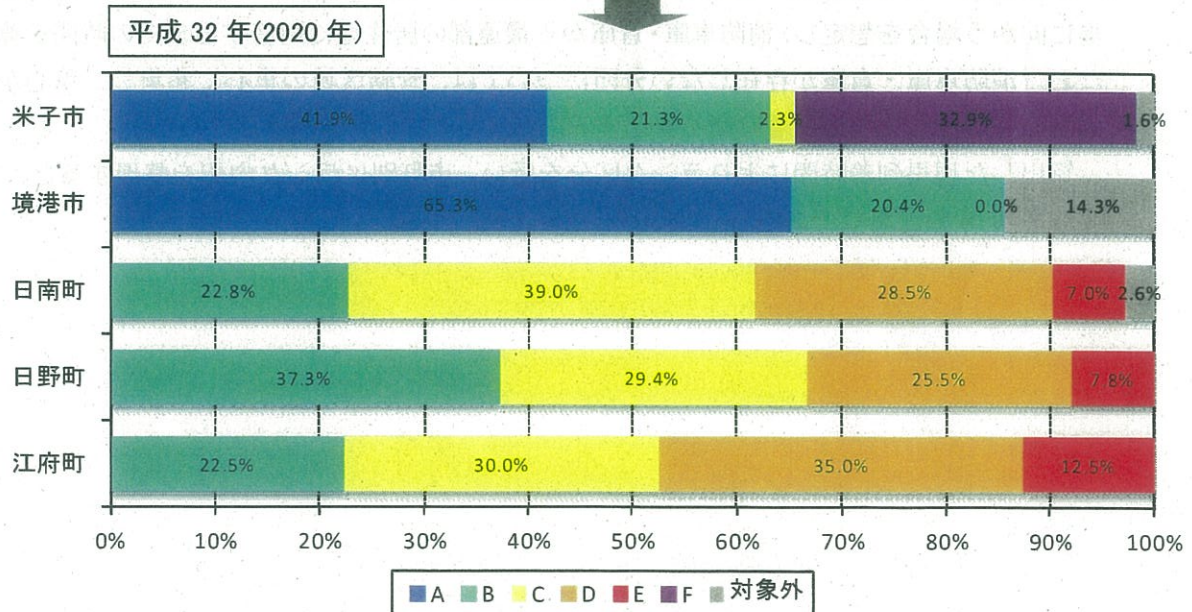
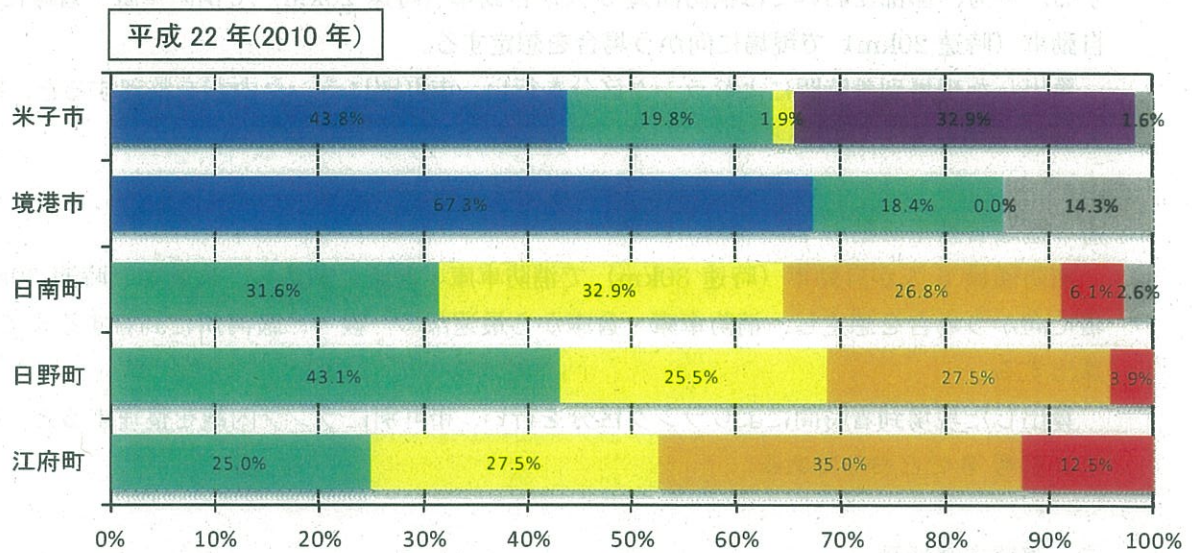
① 消火活動

消防団員 5 人が自動車（時速 30km）で消防車庫に参集し、消防ポンプ車（時速 40km）で現場に向かう場合を想定し、消防車庫から最遠部の居住地に到着するまでの時間を算出する。

算出した現場到着時間によりランク区分を行い、市町別にランク内訳を整理すると参考 1 および参考 2 のとおりである。

参考 1 消火活動のランク区分と市町別内訳 (町丁目数)

| ランク | 現場到着時間 | 米子市 | 境港市 | 日南町 | 日野町 | 江府町 | 全市町 |
|-------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| A | 5分未満に到着 | 108 | 32 | 0 | 0 | 0 | 140 |
| B | 5～10分で到着 | 55 | 10 | 52 | 19 | 9 | 145 |
| C | 10～15分で到着 | 6 | 0 | 89 | 15 | 12 | 122 |
| D | 15～20分で到着 | 0 | 0 | 65 | 13 | 14 | 92 |
| E | 現場到着まで20分以上 | 0 | 0 | 16 | 4 | 5 | 25 |
| F | 消防車庫がなく、評価不能 | 85 | 0 | 0 | 0 | 0 | 85 |
| 対象外 | 評価対象外(活動対象なし) | 4 | 7 | 6 | 0 | 0 | 17 |
| 対象町丁目 | — | 254 | 42 | 222 | 51 | 40 | 609 |
| 全町丁目 | — | 258 | 49 | 228 | 51 | 40 | 626 |



参考 2 消火活動の市町別ランク内訳

② 水防活動

消防団員 5 人が自動車（時速 30km）で消防車庫・倉庫に参集し、自動車（時速 30km）で現場に向かう場合を想定し、消防車庫・倉庫から最遠部の水防警報河川に到着するまでの時間を算出する。

算出した現場到着時間によりランク区分を行い、市町別にランク内訳を整理すると、参考 3 および参考 4 のとおりである。

③ 救助活動

市部については消防団員 5 人が徒歩（分速 90m）で消防車庫・倉庫に参集し、徒歩（分速 90m）で現場に向かう場合を想定し、消防車庫・倉庫から最遠部の居住地に到着するまでの時間を算出する。一方、郡部においては消防団員 5 人が自動車（時速 20km）で消防車庫・倉庫に参集し、自動車（時速 20km）で現場に向かう場合を想定する。

算出した現場到着時間によりランク区分を行い、市町別にランク内訳を整理すると、参考 5 および参考 6 のとおりである。

④ 遭難者捜索活動

消防団員 5 人が自動車（時速 30km）で消防車庫・倉庫に参集し、自動車（時速 30km）で現場に向かう場合を想定し、消防車庫・倉庫から最遠部の一級・二級河川に到着するまでの時間を算出する。

算出した現場到着時間によりランク区分を行い、市町別にランク内訳を整理すると、参考 7 および参考 8 のとおりである。

⑤ 避難支援活動

消防団員 3 人が自動車（時速 30km）で消防車庫・倉庫に参集し、自動車（時速 30km）で現場に向かう場合を想定し、消防車庫・倉庫から最遠部の居住地に到着するまでの時間を算出する。なお、消防車庫・倉庫が存在しない分団については、管轄区域の重心に参集し、重心から現場に向かうものとして現場到着時間を算出する。

算出した現場到着時間によりランク区分を行い、市町別にランク内訳を整理すると、参考 7 および参考 8 のとおりである。